

## 令和元年度 第5次葛飾区消費生活対策審議会議事録(第6回) (概要)

開催日時：令和元年6月26日(水) 午前10時00分から10時50分まで  
開催場所：葛飾区消費生活センター消費者学習室  
出席者：黒崎委員、齋藤委員、佐々木委員、島田委員、白井委員、林委員、  
矢頭委員、谷茂岡委員(五十音順)

配布資料名・次第

- ・委員、事務局名簿
- ・消費者の安全・安心を推進するための方策について～消費者安全法の改正内容を踏まえて～(意見書送付文及び別添本文案)(略)
- ・「平成30年度版葛飾の消費生活」(略)

おはようございます。

葛飾区消費生活対策審議会の開会に先立ちまして事務局からご報告させていただきます。

今年度4月1日付けで事務局の人事異動がありましたので、紹介させていただきます。

産業経済課長 倉地です。

「倉地です。よろしくお願いいたします。」

相談員は高橋から田村に変わりました。

「田村です。よろしくお願いいたします。」

異動がありましたのは、この2名となります。

それでは、島田会長よろしくお願いいたします。

### 1 開会

(会長) ただ今から第5次葛飾区消費生活対策審議会第6回を開会します。

本日の審議会をもちまして、第5次の委員の方々につきましては、私も含めて任期2年を満了し、退任となります。

本日は、定足数を満たしていますので、開会させていただきます。

審議に入る前に、本日、傍聴希望者が1名手続きされております。

葛飾区消費生活条例第27条第7項は、「審議会の会議は、公開とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。」と定めています。

本日の議題では、非公開にする特別の理由がありませんので、公開といたしたいと考えますが、よろしいでしょうか。

(全委員) 「異議なし」

それでは入室させていただきます。

## 2 審議事項

(会長) それでは、2の審議事項に入ります。

最初に、資料の確認を事務局よりお願いいたします。

(事務局) はい、それでは資料の確認をさせていただきます。

「配布資料読み上げ」

(会長) ありがとうございます。

それでは、2審議事項(1)の「区への意見書の取りまとめ・提出について」に入ります。

前回の審議会におきまして、議論をしていただいた内容を踏まえるとともに、データにつきましては最新のものを反映させまして、意見書案を作成しました。

体裁につきまして事務局において文字の打替えをしていることから、少し見た感じが違っていますが、内容的には前回と大きな違いはない中、2点ほど少し変わっております。

1点目は、4ページの「2 葛飾区の消費生活相談の現状」の部分で、具体的には最後の行の「エ特殊詐欺による被害」のところですが、高齢者の被害が多い特殊詐欺について項目を追加いたしました。もう1点は、11ページの「4 高齢者の消費者被害の防止・救済に関するその他の施策」のうち、(2)成年後見制度の普及の部分です。具体的にはその5行目の「ちなみに」から最後の行までのところですが、成年後見制度について将来的に検討するに当たりまして、国の動きを勘案したほうがいいのかというご意見を踏まえたものです。

それから、誤字が1か所ありますので、訂正願います。

7ページの下から2行目の「4でも触れたが、地域の消費者が安心して安心な」となっていますので、後ろの部分を「安全な」に変えてください。

今回の意見書のスタンスとしましては、消費者安全法の改正を踏まえて総点検を行なったということになります。

残念ながら、今回は大きな目玉を作ることができなかったのですが、新しいところでは、1つは「相談業務の見える化」という部分です。この提言は、単なる相談に止めずに国が全国で起きている消費者被害を集約することにより、被害発生未然、拡大防止につなげていくという仕組みが作られていることによっています。この仕組みが、まだ十分に機能していないのではないかとということで、十分に機能するための条件を提言しています。例えば、ある相談に対して、どのように解決したといった事例集の

ようなものを作ることも1つの方法ではないかと思います。

2つ目は、福祉と消費とをどのようにつなげるかということで、改正消費者安全法は義務づけではありませんが、高齢者の見守りのための「消費者安全確保地域協議会」の設置規定を新設しました。ただ、この問題はなかなか簡単にはいかないのが現状です。介護保険がスタートしてから、福祉の分野では権利擁護事業というものが進められており、その中には、メインではありませんが、消費者問題も含まれてはいます。自治体によって、この問題を重要視しているか、していないか差があるようです。本審議会では福祉部局の方にオブザーバーとして来ていただきましたが、葛飾区の場合、福祉部門ではまだ消費者問題に関して十分な認識がないことがわかったことから、残念ながら、「消費者安全確保地域協議会」の設置につきましては、将来の検討課題ということになりました。ただ、他の自治体でもやっておりますが、福祉部門に来た消費生活相談について、いわゆる「連絡シート」を使って消費生活センターにつなぐことはできるものとして提言しました。

事務局何か補足はありますか。

(事務局) ございません。

(会長) 何か、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

私から、1点補足させてください。

区からは、「消費者の安全・安心」ということで、一般的に使われることが多い安全の問題を中心にした依頼がありました。意見書の12ページの「おわりに」の上から3行目をご欄いただくと、「住民が安心して安全な」と言葉が入れ替わっています。なぜ、このようにしたかと言いますと、形式的には消費者安全法第1条の目的規定に依っています。同法は、消費者が安心して安全で豊かな生活を送ることができる社会の実現に寄与することができることと定められており、これを少しアレンジしました。実質的には、2015年に国連で採択されましたSDGsに関連します。これは、今後、消費者分野におきましても、大きな問題になってくると思います。実際に、現在、消費者基本法に基づき2020年度から5か年の消費者基本計画を策定中で、まだ確定はしておりませんが、この問題がメインテーマになってくるのではないかとされています。このSDGsというのは、よく環境問題と言われますが、訳しますと「持続可能な開発目標」です。これは安心とかかわりがありまして、先進国では、従来、貧困はないという前提で議論がされてきましたが、この2015年の国連採択におきましては、先進国でも格差が広がり貧困問題があるとしています。最近、消費者教育推進法における「消費者市民社会」との関係で消費者庁がよく言っています「エシカル消費」に係

わかります。これは、消費というのは自分のことだけではなく、大きく地球環境や外国の貧困問題なども考えて消費行動をする必要があるという考え方であり、2015年のSDGsに関連します。以上の状況を考えますと、以前のように安全のことだけを考えていればいい時代ではなく、これからは安心についても議論していく必要があるものと考えて原案のような表現にしました。

最後に、もう1度、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

特にないようでしたら、これでご了承いただけますでしょうか。

(全委員) 「異議なし」

それでは、これで原案を確定させていただきます。ありがとうございます。

確定した意見書につきまして、区に提出させていただきます。後ほど、先ほど指摘しました誤字の訂正をお願いいたします。

「酒井部長意見書受領」

よろしくお願いいたします。

2(1)の「区への意見書の取りまとめ・提出について」は終了します。

### 3 その他

(会長) 次に、3のその他「平成30年版葛飾の消費生活」に入ります。

事務局お願いいたします。

(事務局) 先ほど机上に配布させていただきましたが、この冊子は、毎年作成しています消費生活センターの事業概要にあたります。

先ほど意見書の中にも出てきましたが、6ページに記載されているとおり、平成30年度は、相談件数が前年度に比べて25%以上増加して3千5百件を超えました。その主な要因は、架空請求はがきに関するものが大幅に増えたことによるものと考えられます。また、実施事業につきましては14ページ以降に記載してありますが、例年とほぼ同じ内容になっています。その中で、17ページの消費者教育出前講座は、学校・一般向けにつきましては、昨年度は年間11件でしたが、今年度は現時点で既に8件ほど申請がきております。このままでいきますと、昨年度を大幅に上回る事が予想され、皆様の出前講座への関心の高さがうかがえます。以上のとおりです。

(会長) ありがとうございます。

何かございますか。

何もないようでしたら、最後に事務局お願いいたします。

(事務局) 冒頭で会長からもお話しがありましたが、本日の審議会をもちまして、第5次の委員の方の任期は満了となります。2年間に6回の審議会を開催し、ご審議会をいただき誠にありがとうございます。今後とも、ご指導、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、任期満了に当たりまして、各委員さんから1言ずつご挨拶いただければと思います。

(委員) 2年間お世話になりました。この意見書に最後に付け加えさせていただきましたが、成年後見制度につきましても大きく変わろうとしています。この動きは、区民の消費者問題にも大きく寄与することになると思いますし、縦割りではなく連携した形で進んでいくことが望ましいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

(委員) ありがとうございます。お疲れ様でした。消費者団体としましては、消費者安全法に基づいて1歩でも進めればと考えております。資料の中

(委員) 私もいろいろ勉強させていただきました。消費者被害も増えており、高齢者問題についても、まだまだやるべきことがあると思っています。どうもありがとうございました。

(委員) 勉強させていただき、ありがとうございます。勉強したことにつきましては、責任を持って地域社会に伝えていこうと思っています。安全、安心の問題につきましても、私自身が高齢者になっていきますので、そのとおりであると思いながら聞いておりました。

(委員) ありがとうございます。自分のところに来たわけではないですが、友人のところに来た架空請求のはがきを見させてもらいました。お陰様でこちらで頂いたステッカーをポストに貼ってからは、怪しげな訪問販売は、ほとんどなくなりました。こういう状況については、井戸端会議的に近隣や友人にも伝えていくことが必要であると感じております。

(委員) 勉強することの大切さを改めて痛感させられました。それから、先日、平日の昼間の青戸地区ですが、車で「振り込め詐欺の電話がこの地区にたくさんかかっています。ご注意ください」といった内容のアナウンスをし

ながら回っていました。どちらの部署がやっているかはわかりませんが、消費者被害の拡大防止策としては素晴らしい取り組みだと思いました。今回のこの会議では、福祉との連携の必要性について痛感いたしました。本当にありがとうございました。

(委員) ありがとうございました。消費者問題については消費者教育から見守り体制の構築まで、非常に幅広くなってきたと思っています。さらには国際的な広がりをもって来ており、ますます自分自身も勉強していかなければいけないと考えています。

(会長) 私は今次の任期満了とともに、審議会活動からは引退させていただきたいと考えております。

その理由について、お引き受けした経緯も含めて少しお話しいたします。

私がこの仕事を引き受けたのは、当時の消費生活センター所長が私の大学まで訪ねて来て、葛飾区は消費者行政について頑張っているが、さらにそれを推し進めるには消費者条例をつくる必要があると言い、そのために力を貸してほしいと突然頼まれ、熟考の末に了解したものです。ただ、自分だけでは考え方が偏ってしまうこともあるので、大学の同僚の村千鶴子先生にも加わっていただきました。条例の検討から始め、制定して平成20年から施行になりました。条例をつくった以上、軌道に乗せる必要があることから、最初は諮問に対する答申を行い、そのあと今回の第5次の審議会までに、今回のものを含めて2回意見書を提出させていただいています。この間10年を経過し、1つの区切りかなと思ったのが1つの理由です。もう1つの理由は、能力の限界です。現在、大学のある国分寺市の消費生活審議会の会長をやっております。今回、たまたま消費者安全法の改正内容を踏まえた審議依頼があり、こちらと同一テーマでした。ただ、地域特性、人口、事務局の考え方、福祉のあり方、施設の固有名詞等が双方で違っており、年齢のためか、やや混乱してしまったことです。

以上により、私は、葛飾区の審議会活動から退かさせていただきますが、今後、葛飾区の消費者行政がますます発展されることを願っております。これまでの皆様のご支援、ご協力に感謝いたします。ありがとうございました。

事務局、何かございますか。

(事務局) 皆様、2年間のご審議ありがとうございました。

本日受け取りました意見書につきましては、色々と宿題をいただい

ております。福祉部門、生活安全課の話しが出ていましたが、横断的な対応に取り組んで参りたいと考えています。  
引き続き、ご支援、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

#### 4 閉会

(会長) 第5次葛飾区消費生活対策審議会第6回を閉会します。  
どうもありがとうございました。